

鳥栖市公立保育所再編計画(案)

令和7年4月

鳥栖市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
第2章 現状と課題	2
1 鳥栖市の保育の現状	2
(1) 就学前児童数と施設定員の推移	2
(2) 教育・保育施設の推移	3
(3) 公立保育所の現状	3
2 鳥栖市の課題	5
第3章 公立保育所の役割	6
1 公立保育所が担うべき役割	6
2 公立保育所の方向性	6
第4章 公立保育所の再編	7
1 公立保育所の再編方針	8
(1) 基幹保育所	8
(2) 基幹保育所を補完する保育所	8
(3) 民間保育所に移管して運営を継続する保育所	9
2 公立保育所の再編の進め方	10
(1) 移管先事業者の選定	10
(2) 民間事業者への引継ぎ方法	10
(3) スケジュール	11
【参考】 鳥栖市公立保育所のあり方に関する提言書	12

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

本市では、人口の増加と働く女性の増加による保育需要に対応するため、これまで保育施設の整備を進めてきました。また、核家族化や転入世帯の増加による様々な子育て支援のニーズにも対応するために、『鳥栖市子ども・子育て支援事業計画』等に基づき、子育て環境の充実に取り組んできました。

現在では、保育ニーズの増加に伴い、公立保育所のほかに民間保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所等の様々な施設において、国の定める「保育所保育指針」等に基づき、保育サービスを提供しています。保育の需要は高止まりしているところではありますが、一方では、本市においても少子化の影響により就学前児童の人口は減少を続けており、近年は出生数の低下が顕著となっています。

保育環境や子ども・子育て家庭を取り巻く状況が時代とともに変化し、保育や子育て支援に対するニーズも多様化する中、今後新たな分野へ取り組むためにはその担い手を確保しなければなりません。本市公立保育所の限りある保育資源を最大限活用し、子育て家庭の支援を拡充するためには公立保育所が今後担うべき役割を整理することが必要となりました。加えて、公立保育所の建物は建築後60年を経過したものもあり、建物の老朽化への対応も課題となっています。

このような状況の中、令和5年度に「鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会」を設置し、学識経験者、保護者の代表及び保育事業関係者等により本市の保育の現状や課題を踏まえ、公立保育所の今後のあり方についての協議が行われました。その結果、より良い保育の実現に向けた公立保育所の役割や適正規模について提言をいただきました。

この提言を踏まえ、公立保育所が担うべき役割を定め、公立保育所を再編しながら、市全体の保育の質の向上及び子ども・子育て家庭への支援機能の向上を図るために「公立保育所再編計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「鳥栖市総合計画」、「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」、「鳥栖市地域福祉計画」、「鳥栖市障害者福祉計画」、「鳥栖市公共施設等総合管理計画」等の市の各種関連計画を踏まえ、策定します。

第2章 現状と課題

1 鳥栖市の保育の現状

(1) 就学前児童数と施設定員の推移

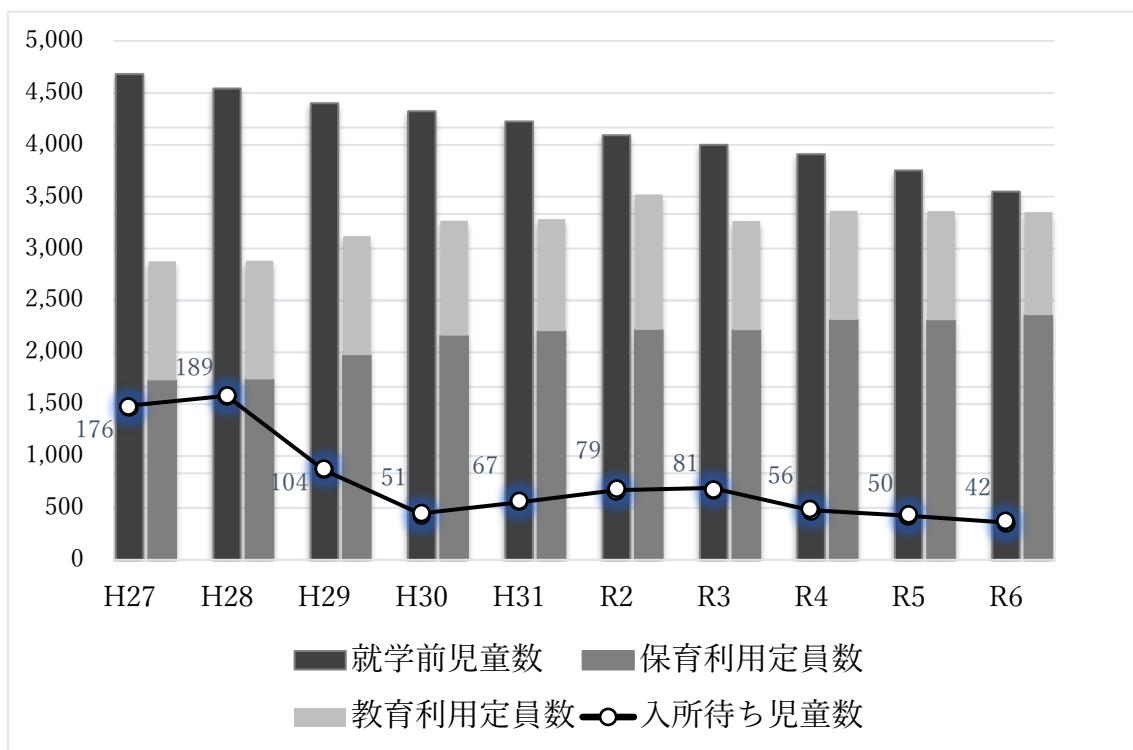
本市の就学前児童数は、少子化の進行に伴い、年々減少しています。転入者がいることで本市の人口は維持していますが、出生率は低下傾向となっており、生活環境に大きな変化がない限りは、今後もこの状況が続くものと考えられます。

各年4月1日現在

		平成27年	令和6年	平成27年 ⇒ 令和6年		
就学前児童数		4,681人	3,550人	1,131人	減↓	(75.8%)
0歳児児童数		720人	513人	207人	減↓	(71.3%)
保育利用定員数		1,729人	2,359人	630人	増↑	(136.4%)
内訳	0～2歳児定員数	740人	1,127人	387人	増↑	(152.3%)
	3～5歳児定員数	989人	1,232人	243人	増↑	(124.6%)
教育利用定員数		1,146人	992人	154人	減↓	(86.6%)
入所待ち児童数		176人	42人	134人	減↓	(23.9%)

保育利用定員数：「保育所等利用待機児童数調査」に基づく定員数

(企業主導型保育事業所の定員を含む)



(2) 教育・保育施設の推移

人口増及び保育ニーズの増加に伴う保育所の新設、幼稚園から認定こども園への移行や小規模保育事業所の新規参入により保育施設数は増加しています。

施設数の推移(各年4月1日現在)

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
公立保育所	4	4	4	4	4	4	4	4
私立保育所	10	13	13	13	13	13	13	13
認定こども園	1	1	3	3	3	3	3	3
地域型保育事業所	7	7	7	6	6	6	6	7
企業主導型保育事業所	0	0	4	5	6	7	9	9
幼稚園	7	7	5	5	5	5	5	5
合計	29	32	36	36	37	38	40	41

(3) 公立保育所の現状

(a) 公立保育所の施設状況

平成18年に鳥栖園はいづみ園へ移転統合となり、公立保育所は5施設から4施設となりました。その後は、施設の長寿命化のための大規模改修等を実施しながら、維持管理を行っています。

今後も継続して、修繕等の施設管理を行っていく必要がありますが、老朽化により管理に要する費用は増加していくと考えられます。また、下野園については、築年数が経過しているため、対応が必要な状況となっています。

令和6年度末現在

施設名	所在地	設立認可年	移転建替等	築年数
小鳩園	本町	昭和31年	平成8年建替	28年
白鳩園	原町	昭和27年	昭和59年建替 平成11年増築	40年 乳児・事務室25年
下野園	下野町	昭和37年	なし	62年
鳥栖いづみ園	藤木町	平成18年 ※1	平成4年建替 平成11年増築 平成17年増築	北棟 32年 乳児室 25年 南棟 19年

※1 「鳥栖園（設立認可昭和39年）」と「いづみ園（設立認可昭和39年）」統合

(b) 公立保育所職員の保育士配置状況

各クラスの担任に正規保育士を配置するとともに、園児の状況に応じて、会計年度任用職員を追加で配置することで、保育を提供しています。

令和6年4月1日現在 職員数

【単位：人】

		小鳩園	白鳩園	下野園	鳥栖 いづみ園
定員		130	110	50	225
園児数※2		105	83	33	179
正規職員保育士	園長	1	1	1	1
	主任	1	1	1	2
	クラス担任	6	5	3	10
	乳児クラス補佐	1	0	0	0
	クラス担任補佐	1	0	0	0
	障害児担当	0	1	0	1
	一時預かり事業担当	1	—	—	—
	計	11	8	5	14
	(出産・育児休暇中)	(0)	(0)	(0)	(3)
会計年度任用職員保育士 (フルタイム)		10	7	3	10
合計		68			

※2 令和6年度途中の入所予定児童を含む園児数

2 鳥栖市の課題

● 全保育施設における「保育の質」の確保及び向上

保育ニーズの増加に対応するために、保育施設数の拡充及び保育士の確保に努めてきました。待機児童が解消され、入所待ち児童も毎年減少を続けているなか、保育施策の重点を「量の拡大から質の向上」へ移すことが必要となってきています。民間保育所等を含めた市内全域での保育の質を確保するために、各施設を支援・指導する体制及び専門的知識を持った人材の確保が重要です。

● インクルーシブ保育の実施体制の強化

発達が気になる児童の増加に伴い、民間保育所等においても保育士の加配等を実施し、多くの児童の保育を担っています。一方、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児等への保育支援も求められていますが、対象児童の受入に困難や不安を感じる施設が少なくない状況です。公立保育所及び民間保育所等においても医療的ケア児等を受け入れられる体制の整備や支援が必要となっています。

● すべての子育て家庭への相談及び支援体制の強化

核家族化の進行等の生活環境の変化により児童のみならず、その保護者にも配慮や支援が必要な家庭が増加しています。現在も子育て支援コーディネーターによる子育て支援情報の提供や、家庭児童相談員等による要支援家庭への支援を実施していますが、民間保育所や子育て支援センター等で把握している気になる家庭への早期対応や増加している食物アレルギー児童への対応等について、相談体制や助言等の支援体制を拡充する必要があります。

● 公立保育所の老朽化への対応

下野園は築62年を経過しており、ほかの公立3園については、施設の長寿命化のために大規模改修が必要な時期を迎えています。このため、施設の更新や維持管理を適切に継続していくために、市の財政負担は増加することが見込まれます。今後の保育ニーズや公立保育所として担うべき役割を踏まえて、施設の整備方針を定める必要があります。

第3章 公立保育所の役割

前述の「本市における課題」及び「鳥栖市公立保育所のあり方に関する提言書」を踏まえ、これから公立保育所が担うべき役割を次のとおり整理しました。

1 公立保育所が担うべき役割

① 保育環境の確保及び向上

市内各地域における必要性とバランスを考慮しながら、保育提供を維持します。また、全保育施設における「保育の質」の確保及び向上を図るために、本市の保育の拠点として、民間保育所等へより良い保育環境づくりのための支援を実施し、保育施策推進の中心的役割を担います。

- ・ 民間保育所等への巡回支援や助言を実施し、保育の質の標準化や向上を図ります。
- ・ 公開保育等の実施及び情報発信を行い、特に若手保育士へのサポートを実施します。

② インクルーシブ保育の推進

公立保育所におけるインクルーシブ保育の実施体制を確立するとともに、民間保育所等における実施についても推進し、子どもの成長を支援します。

- ・ 保育士を行政の障害児や乳幼児担当部署等へ研修配置することにより、専門性の向上を図ります。
- ・ 医療的ケア児等の受入れを可能とするための体制を助言し、医療的ケア児等の地域生活向上及び保護者を支援します。

③ 緊急時の保育の継続

災害や感染症拡大等の緊急時においても、保育が必要な家庭への保育を継続実施するとともに、乳幼児の保育を実施します。

④ すべての子育て家庭への支援

保育所等の施設の利用にかかわらず、行政機関として、すべての子育て家庭への支援や相談体制の強化に取り組みます。

- ・ 多様化する保育ニーズを捉えながら、保育事業の充実を図ります。
- ・ 子育て支援施設等と連携を図り、相談体制を拡充することで、子育て家庭への早期支援を実施します。
- ・ 食物アレルギーがある児童の対応等について、相談支援を実施します。

2 公立保育所の方向性

現在、公立保育所は民間保育所と同じ国県の運営基準に基づいて、保育を実施しています。今後は、公立保育所の役割を担うために、専門性の向上を図り、行政職員として市の課題に取り組んでいきます。

第4章 公立保育所の再編

女性の就業率が上昇し、保育所利用ニーズが高くなる一方で、児童人口の減少や育児休業制度の拡充により乳児についての保育所利用ニーズは横ばい状況となっています。また、近年の保育施設数の増加により、本市における保育施設の利用希望者数と定員数は均衡傾向にあります。

このような中、一方では心身や家庭の状況から配慮が必要なこどもは増加しており、保育については量の拡大から民間保育所を含めた質の向上へ重点を移すことが大切となってきています。更に、子育て世帯のニーズの多様化や核家族化の進行により、保育サービスに留まらず、すべての子育て家庭への支援も重要となっています。

これらのことから、子育て支援の主役はこどもであることを第一としつつ、公立保育所が専門性の向上を図り、前章に挙げた「公立保育所の役割」を担う人材を確保するために、公立保育所は4園から中規模保育所2園への集約・再編に着手することとします。

再編後は、公立保育所2園の保育に加え、民間保育所等への支援及びすべての子育て家庭への支援となる新たな事業を正規職員保育士によって担い、市全体の保育の質の向上及び子ども・子育て家庭への支援機能の向上を図ります。

また、公立保育所として継続運営しない2園については、「第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」の保育需要に基づき、適切な規模の民間保育所へ移行して保育の提供を継続するために、移管先を選定することとします。

1 公立保育所の再編方針

前章の「公立保育所の役割」及び「鳥栖市公立保育所のあり方に関する提言書」を踏まえ、現在の公立保育所4園の中から、本市の保育施策推進の中心的役割を担う基幹となる公立保育所1園及びその基幹保育所を補完して運営を継続するべき公立保育所1園を選定します。

(1) 基幹保育所

民間保育所等を含めた全保育施設を支援し、保育の質の向上を図るとともに、子育て家庭への支援事業を展開するために、基幹保育所として運営を継続するべき園を選定します。

再編後には、保育所のモデル園としての公開保育、インクルーシブ保育の実施体制確立、災害時等の保育継続等を実施し、本市の保育の中心的役割を担います。

小鳩園

【入所児童定員130人、令和5年度末入所児童数113人】

本市の中心部に立地しています。また、市役所及び保健センター等の市施設とも隣接しており、子育て支援の連携や災害時の対応が可能なことから、再編後は基幹公立保育所として運営します。

※近隣公共施設：保健センター、障害児通園施設（ひかり園）、中央老人福祉センター、

鳥栖北小学校、鳥栖消防署、鳥栖地区広域町村圏組合

(2) 基幹保育所を補完する保育所

提言による公立保育所の適正規模及び市内各地域の保育の必要性とバランスを考慮し、公立保育所3園を比較します。各項目の比較・検討を行い、点数化することにより、公立保育所として運営を継続するべき園を選定します。

項目	内容	白鳩園	下野園	鳥栖いづみ園	【備考】
規模の適正	提言の中規模施設としての運営	◎	△	○	—
地域の状況	中学校区内における保育施設の割合	◎	△	△	—
	立地校区名 (校区内認可保育施設数)	基里中 (1)	鳥栖西中 (10)	鳥栖中 (8)	田代中 (8)
評点	(◎5点、○3点、△1点)	10	2	4	—

白鳩園

【入所児童定員110人、令和5年度末入所児童数75人】

基里中学校区に唯一の認可保育所であり、地区の子育て世帯を支援する拠点として保育運営を継続する必要性があります。特別に配慮が必要な子どもの保育や災害等の緊急時に小鳩園を補完する公立保育所として運営します。

(3) 民間保育所に移管して運営を継続する保育所

下野園

【入所児童定員 50 人、令和 5 年度末入所児童数 35 人】

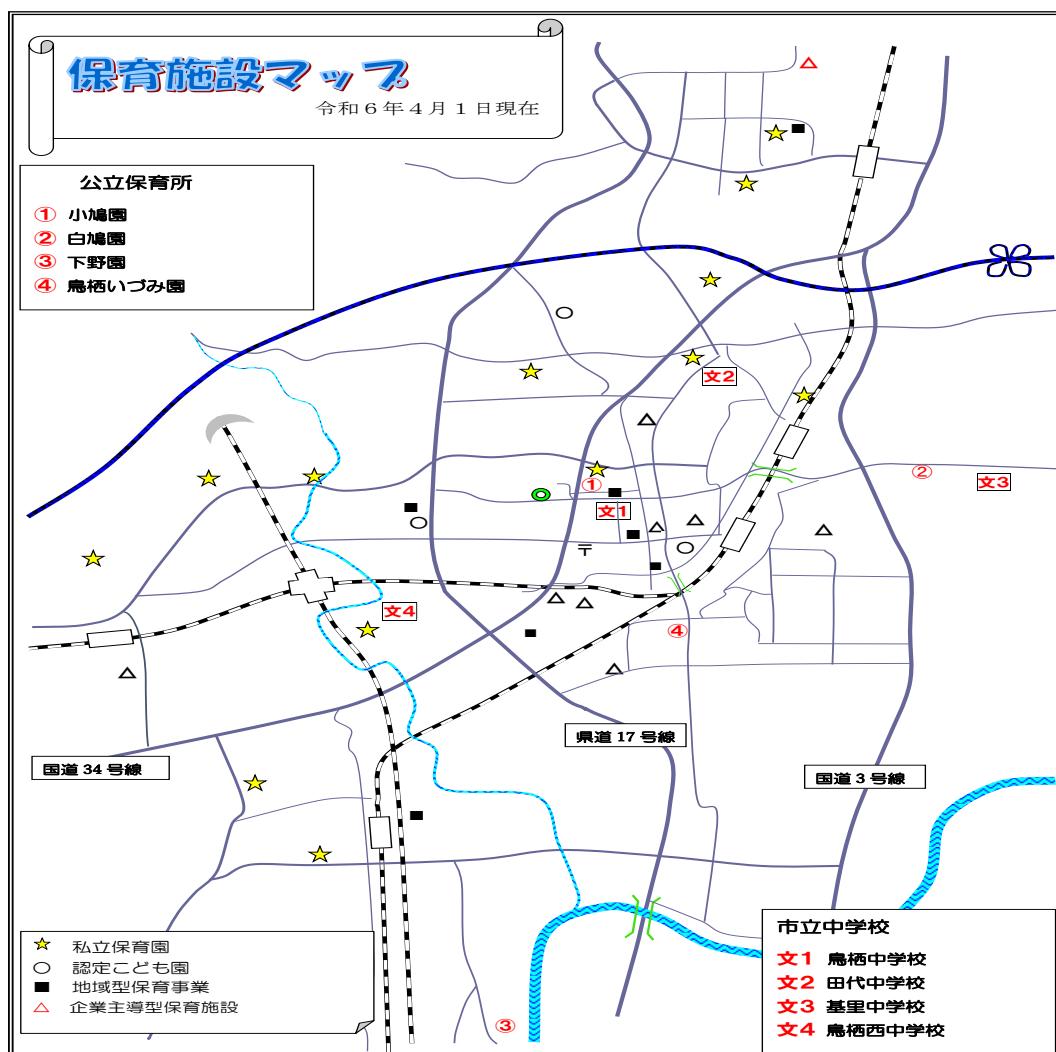
本市では 2 歳児以下の児童については、入所待ち児童が生じている状況であることから、保育施設の定員数を確保する必要があります。

このため、民間の能力を活用し、地域のニーズにあわせた施設へ移行できる可能性を考慮し、民間へ移管して保育を継続します。

鳥栖いづみ園

【入所児童定員 225 人、令和 5 年度末入所児童数 173 人】

本市においては、民間保育所も含めた中でも最も規模が大きい保育所であり、遊戯室や保育室のほかに多目的ホールも有しています。また、近年は定員の約 80 % の入所児童数となっており、保育以外の子育て支援事業にも取り組める状況にあります。このことから、施設の規模を活かし、民間からの提案により、広く保育ニーズに対応する施設へ移行できる可能性を考慮し、民間へ移管して保育を継続します。



2 公立保育所の再編の進め方

(1) 移管先事業者の選定

移管先の事業者は保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人等を基本として、公募によることとします。地域のニーズ、公募者の事業計画等を踏まえて、移管先事業者を選定します。なお、選定に際しては専門の知識を有する者及び地域の代表者等により構成する選考委員会を設置します。

(2) 民間事業者への引継ぎ方法

移管による保育環境の変化に伴う在園児と保護者への影響に配慮するため、次のように引継ぎを進めます。

- ・保護者の意見の反映

市、移管先事業者、保護者代表者等の関係者による継続した協議により移管を進めます。また、保護者全員への説明会等もあわせて開催します。

- ・保育の引継ぎ

移管前に3か月以上は、移管先事業者の職員と共同保育を実施し、円滑な引継ぎを行います。また、会計年度任用職員については、移管先施設での雇用継続について協議し、継続した保育ができるよう努めます。

移管後も1年間は必要に応じて、保育の支援を行うとともに、その後も公立保育所の役割に基づき、実地指導等の支援を継続します。

(3) スケジュール

令和7年度に選考委員会を設置し、公募により移管先事業者を選定します。令和8年度に移管先事業者と移行に向けた協議を実施します。その後に、各施設の状況により改築、改修等を施行し、移管します。ただし、事業者の応募状況や改修等の状況によりスケジュールは変更となることがあります。

【 モデルスケジュール 】

年度	内容
令和7年度	選考委員会の設置 事業者の公募 事業者の選定
令和8年度	事業者との協議 保護者の意見を反映
令和9年度	園舎改築・改修等 引継ぎ保育 1～3月 合同保育
令和10年度	4月 民間保育所へ移行
令和11年度～	公立保育所より実地指導等支援

【参考】鳥栖市公立保育所のあり方に関する提言書

<令和6年3月>

はじめに

鳥栖市では、令和2年3月に『第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て環境の充実に取り組んでいます。

市内の公立保育所4園のほか、私立保育所13園、幼稚園5園、幼保連携型認定こども園3園、その他において幅広い保育サービスを提供しています。

保育に対するニーズが高止まりしている中ではありますが、鳥栖市でも出生数は減少していることから、将来の保育所のあり方を『第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画』にて策定する必要があります。また、保育の質の向上を図り、すべての子育て世帯への支援やインクルーシブ保育など、ニーズの多様化にも対応する必要があり、新たな分野へ取り組むために担い手を考えなければなりません。

また、公立保育所の建物は建築後60年を経過したものもあり、建物の老朽化への対応が課題になっています。

このような状況の中、「鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会」が令和5年8月に設置され、公立保育所の役割や適正規模などの検討を開始しました。以後、4回の委員会を開催し、未来を担うこどもたちやその保護者にとって適切な公立保育所のあり方について、一定の方向性を示すことができましたので、ここに提言をいたします。

鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会

委員会からの提言

鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会では、鳥栖市の保育の現状や課題について話し合いを行い、より良い保育の実現に向けた提言を次のとおりまとめました。

提　言

- 1 現在、保育需要と保育供給の利用定員は均衡しているが、ニーズの多様化や保育情勢の変化に対応するために、今後の公立保育所は、公立ならではの強みを活かし、新たな役割を担う必要があります。
- 2 公立保育所が担う新たな役割として次の事柄が必要です。
 - ① すべての子育て家庭への支援
 - ② 私立保育所等への支援
 - ③ インクルーシブ保育の推進
 - ④ 緊急時の保育の継続
- 3 公立保育所が専門性の向上を図り、新たな役割を担うためには、公立保育所を4園から中規模保育所（利用定員110名程度）2園に集約・再編し、人材を確保する必要があります。

1 鳥栖市の状況について

(1) 公立保育所の概要

公立保育所は、本町・原町・下野町・藤木町の4か所に設置しています。

施設名	設立認可年	移転建替等	定員	所在地
小鳩園	昭和31年	平成8年建替	130人	本町3丁目
白鳩園	昭和27年	昭和59年建替 平成11年増築	110人	原町
下野園	昭和37年	なし	50人	下野町
鳥栖いづみ園	平成18年 ※	平成4年建替 平成11年、17年増築	225人	藤木町

※「鳥栖園（設立認可昭和39年）」と「いづみ園（設立認可昭和39年）」合併

(2) 鳥栖市の保育状況について

第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、児童人口の減少を踏まえた保育所のあり方を検討していく必要があります。現在、施設は充足していますが、保育士不足のため実際の入所可能者数が伴っていない現状です。将来的には児童人口の減により保育所の定員割れも想定されます。

のことから、将来の役割については、公立保育所と私立保育所の方向性を分けて考える必要があります。公立保育所は新たなニーズ（公立保育所の役割）に対応するため、職員の専門性を高めていくことで、保育情勢の変化に対応できる人員配置と新たな役割を担える体制を構築していく必要があります。

2 公立保育所の役割について

公立保育所と私立保育所で運営基準、保育料に差はありません。その中で公立保育所は、行政機関として他機関（保健所、学校、児童相談所等）との連携を取りやすく、地域内の他の保育所等の関係機関を通して、行政の保育施策等へつなぎやすい特徴があります。この特徴を活かすためには、特に配慮を必要とする子どもの保育やその家庭の支援の充実のため、保育士等の資質・専門性の向上を促す必要があります。

公立保育所の新たな役割として次の4点があげられます。

- ① すべての子育て家庭への支援
- ② 私立保育所等への支援
- ③ インクルーシブ保育の推進
- ④ 緊急時の保育の継続

これらの役割を今後の公立保育所が新たに担う役割として検討すべきと考えます。

3 公立保育所の適正規模について

(1) 新たな役割と適正規模

現時点で想定する実施事業

① すべての子育て家庭への支援

- ・ 一時預かり事業の強化

増加しているニーズに応えるために現在の体制を拡充する。

- ・ こども誰でも通園制度

短時間保育から支援が必要な家庭を汲み取る。

実施事業所の巡回、支援を行う。

- ・ 相談機能の強化

孤立している子育て世帯への相談支援を行う。

私立保育所等で把握された要支援世帯への対応をする。

食物アレルギー児童への対応支援を行う。

子どもの権利擁護を推進する。

② 私立保育所等への支援

- ・ 私立保育所等へ巡回、支援、監査の実施

私立保育所等への巡回、支援、監査を実施し、市全体における保育の質の向上を担う。

若手保育士の支援、相談役となり保育士の育成及び働きやすい職場になるようにサポートをする。

- ・ 医療的ケア児等受け入れ強化

医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を支援し、医療的ケア児の地域生活向上及び保護者の支援を図る。

- ・ こども誰でも通園制度（再掲）

短時間保育から支援が必要な家庭を汲み取る。

実施事業所の巡回、支援を行う。

- ・ 相談機能の強化（再掲）

孤立している子育て世帯への相談支援を行う。

私立保育所等で把握された要支援世帯への対応をする。

食物アレルギー児童への対応支援を行う。

子どもの権利擁護を推進する。

③ インクルーシブ保育の推進

- ・ 障害児対応のスキルアップ

障害児や乳幼児担当部署等へ研修配置により、更に専門的知識を習得する。

- ・ 医療的ケア児の受け入れ強化（再掲）

医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を支援し、医療的ケア児の地域生活向上及び保護者の支援を図る。

④ 緊急時の保育の継続

災害等の緊急時に、エッセンシャルワーカーの子どもを受け入れ、保育を継続する。

保育情勢の変化に対応するために上記の事業を実施するには、15人程度の人材が必要です。

(2) 公立保育所の規模

保育体制の充実、働き方改革、配置基準の改善、緊急時の保育継続により、公立保育所は中規模保育所（利用定員110名程度）2園に集約・再編する必要があります。

4 公立保育所の集約・再編の効果について

- ・ 今後新たな役割を担っていかなければならない中で、保育士の専門性の向上を図り、保育機能を強化することができます。
- ・ 現在行っている保育実施体制の充実を図ることができます。
- ・ 公立保育所の民間移管等を行うことにより、市の経費改善が期待できるため、更に新たな役割に対して尽力できます。
- ・ 民間移管等した場合、施設の判断で保育士の数を増やすなど新たなサービスを展開できます。

なお、公立保育所の再編・集約にあたりましては、保育環境の変化による子どもと保護者への影響を考慮し、慎重に検討を進めていただく必要があります。

おわりに

鳥栖市公立保育所のあり方検討委員会において、鳥栖市の保育所や保育サービスの現状を協議するとともに、課題についても確認しました。鳥栖市のこともの健やかな育ちを第一に考えつつ、委員のそれぞれの立場から、意見を述べ、検討を重ねてまいりました。

本委員会としましては、こどもたちにとって保育所での生活が豊かなものであり、保護者が安心して子育てができるることを願っています。

そのために、公立保育所は新たな役割を担い、保育所のモデル園としての公開保育、公立保育所からの情報発信等、鳥栖市の保育の拠点として存在して欲しいと期待しています。

この提言が今後の鳥栖市の保育の方向性を定めていくために活用されることを望みます。